

News Letter

TOTAL MANAGEMENT SERVICE

中小企業経営者の平均引退年齢が70歳とも言われるなか、今後10年間で70歳を迎える経営者は約245万人、うち約半数の約127万人が後継者未定・・・経済産業省の試算です。このまま現状を放置すると、650万人の雇用、22兆円のGDPが喪失とも！政府も危機感を深めて、後継者への事業承継を税制面から支援する「事業承継税制」が平成30年度税制改正で特例措置として創設。またM & Aでも、決して事業譲渡ありきではなく、MBO・増資・業務提携など、幅広い形での事業承継支援スキームが広がっています。まさに経営は、「事業の継続」と「雇用の維持」が根幹です。今月号は「事業承継税制」についてふれましたので、是非ともご一読くださいませ。

6
2018



JSKグループ (税理士・会計士・社労士・行政書士)

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-11 山一ビル5階
TEL : 03-3225-6400 FAX : 03-3225-6405
MAIL : info@tfsnavi.com

実質この5年が勝負です 事業承継税制の特例

後継者への事業承継を税制面から支援する「事業承継税制」について、平成30年度税制改正により支援内容を拡充させた特例措置が創設されました。この特例措置は期間が限定されていますので、活用される場合には早めの意思決定が肝要となります。

■事業承継税制とは

事業承継税制とは、後継者への自社株式の異動にあたっての贈与税又は相続税の納税を猶予・免除する制度です。対象となる会社・贈与者・受贈者には、それぞれ円滑化法（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律）に定められた要件がありますが、いずれの要件も満たしていることについて、その会社の主たる事務所の所在地である都道府県知事から認定を受ける必要があります。

また実際に納税猶予を受けるためには、申告期限内の申告とともに、猶予税額及び利子税額相応の担保を提供する必要があります。

この納税猶予を受けた後、猶予期間中に譲渡を行うなど一定の事由に該当した場合には、利子税とともに本税を納付する必要があります。その一方で、後継者の死亡等、一定の事

由に該当した場合には、その猶予されている税額が免除されます。

■特例措置とは

今回拡充された事業承継税制の特例措置は、従来の事業承継税制（以下、一般措置）に加えて、期間限定で設けられた制度です。

特例措置と一般措置の違いは下表のとおりです。最も大きな違いが「特例承継計画」の提出の必要性や期限、及び対象となる自社株式の異動に期限が設けられていることです。



その他、相続では納税猶予割合が最大53%程度（ $2/3 \times 80\%$ ）から100%まで引上げられる点、対象となる受贈者が3人まで認められる点、雇用要件を満たせなくても一定要件のもとに納税猶予継続可能となる点など、税負担と将来のリスクの軽減が図られています。

これらの他にも適用するための留意点があります。ご興味のある方は、まずは当事務所へご連絡ください。

○特例措置と一般措置の比較表

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	以下の期間（ 5年 ）内の「特例承継計画※」の提出 ※認定経営革新等支援機関の所見の記載があるもの 平成30（2018）年4月1日から平成35（2023）年3月31日まで	不要
適用期限	以下の期間（ 10年 ）内の贈与・相続等 平成30（2018）年1月1日から平成39（2027）年12月31日まで	なし
対象株数	全株式	総株式数の 最大3分の2 まで
納税猶予割合	100%	贈与：100% 相続： 80%
承継パターン	複数の株主から 最大3人 の後継者	複数の株主から 1人 の後継者
雇用確保要件	弾力化	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり	なし
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から20歳以上の 者 への贈与	60歳以上の者から20歳以上の 推定相続人・孫 への贈与

国税庁「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（事業承継税制）のあらまし」より一部筆者編集

相続法改正 2 遺産分割に関する見直し

今回は「配偶者の居住の権利」について取り上げました。今回は「遺産分割に関する見直し」について、改正法律案※に基づいて解説いたします。こちらも配偶者を手厚く保護する内容となっています。

■20年連れ添った配偶者なら

被相続人から遺贈や生前贈与による特別受益を受けた相続人があった場合には、相続財産にその特別受益の金額を加えた上で、それぞれの相続分の算定を行います（民法第903条）。これを「持戻し」といいます。

現行法では、被相続人がこの持戻しをしなくても良い旨の意思表示をしていた場合には、この持戻しが免除されます（同条第3項）。これを「持戻し免除の意思表示」といいますが、今回の改正案では、「婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住建物等の遺贈又は贈与については、持戻し免除の意思決定があったものと推定する」との内容が追加されています。

つまり、20年以上連れ添った配偶者に住んでいた家を贈与していた場合、その家は遺産分割の対象に含める必要がなくなるため、配偶者はそれ以外の預金等の財産についても多く相続できるようになります。配偶者を手厚く保護する施策です。

■遺産分割前でも預金を出せる！？

現行法では、遺産分割前の被相続人の預金口座は凍結され、払戻すには相続人全員の同意が必要です。これにより、葬儀費用や債務の支払、家族の生活資金等、「差しあつての資金が引き出せずに困った…」というケースは非常に多いのではないのでしょうか。

今回の改正案は、この点においても相続人に配慮しています。遺産分割前であっても相

続人が払戻し請求ができる、次の2つの方法が示されました。

①家庭裁判所の保全処分を利用して払戻し

家庭裁判所に対して遺産分割の審判又は調停の申立てを行い、これと併せて仮払の申立てをする方法です。

裁判所が必要と認めた場合には、預貯金の全部又は一部を仮取得することができますが、裁判所への申立てを要するため手続きが煩雑で、費用や時間がかかります。

②家庭裁判所の判断を経ないで払戻し

遺産分割前であっても相続人が単独で払戻し請求ができる方法です。但し、払戻しできるのは次の金額の範囲内に限られます。

払戻額 ≤ 相続開始当時の預貯金残高

× 1/3 × その相続人の法定相続分

（上限額は別途規定される予定です）

①と異なり払戻しできる金額に上限がありますが、裁判所での手続きもなく、直接金融機関の窓口で手続きができます。他の相続人の同意なしに相続人一人で手軽に払戻しできますので、正式に法制化された後は、こちらが日常的に利用されるのではないのでしょうか。

この他、遺産の「一部分割」や、遺産分割前に遺産が処分された場合の遺産の範囲についても、改正案に盛り込まれています。

※改正法律案

以下の法務省サイトでご確認ください。

「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案」

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_0021299999.html



65歳超の雇用促進、男性の 育児休業取得支援などに 活用できる助成金

今年度も助成金制度の見直しが行われ、65歳を超えて従業員を雇用する企業や、育児と仕事との両立を図っていく企業などに助成金制度が設けられています。ここでは、それらに関係した2つの助成金制度を取り上げます。

65歳超雇用推進助成金 (65歳超継続雇用促進コース)

65歳超継続雇用促進コースとは、65歳以上への定年引上げ、定年の定めの廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度のいずれかの措置を導入し、実際にこの措置の適用を受ける60歳以上の被保険者がいる場合に支給される助成金です。支給額は下表1、2のとおりで、ともに白抜き部分が今年度において変更となり、60歳以上の被保険者数が2人以下であれば支給額が減額、10人以上であれば支給額が増額となりました。

表1 65歳以上への定年引上げ・定年の定めの廃止の場合の支給額

措置内容 60歳以上の 被保険者数	65歳まで引上げ		66歳以上に引上げ		定年の定めの 廃止
	(5歳未満)	(5歳)	(5歳未満)	(5歳以上)	
1～2人	10万円	15万円	15万円	20万円	20万円
3～9人	25万円	100万円	30万円	120万円	120万円
10人以上	30万円	150万円	35万円	160万円	160万円

表2 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度導入の場合の支給額

措置内容 60歳以上の 被保険者数	66～69歳まで		70歳以上	
	(4歳未満)	(4歳)	(5歳未満)	(5歳以上)
1～2人	5万円	10万円	10万円	15万円
3～9人	15万円	60万円	20万円	80万円
10人以上	20万円	80万円	25万円	100万円

いずれも()は引上げ幅

また、今年度より支給要件が追加されており、高年齢者雇用推進員の選任に加え、高年齢者雇用管理に関する措置を実施する必要があります。例えば、職業能力の開発及び向上のための教育訓練、作業施設・方法の改善などを実施することがこれに該当します。

両立支援等助成金 (出生時両立支援助成金)

出生時両立支援助成金とは、男性が育児休業を取得しやすい職場風土作りの取組みを行い、一定期間の連続した育児休業を取得させた事業主に支給される助成金です。女性の就業を後押しするために男性の育児参加が必要なものもあり、今回、拡充が行われました。具体的には、助成金の支給要件のうち、過去3年以内に男性の育児休業取得者がいないこと、という要件が廃止されました。

また、支給は1年度に1人までとされていましたが、今年度より10人まで（ただし、既に育児休業取得実績のある企業においては初年度9人まで）となり、下表3の支給額となりました。2人目以降については、育児休業期間の取得日数に応じて支給額が増額される仕組みとなっています。

表3 両立支援等助成金（出生時両立支援助成金）の支給額

		中小企業	中小企業以外
1人目		57万円	28.5万円
2人目以降	5日以上14日未満	14.25万円	—
	14日以上1ヶ月未満	23.75万円	14.25万円
	1ヶ月以上(※)	33.25万円	23.75万円
	2ヶ月以上	—	33.25万円

※中小企業以外は2ヶ月未満

なお、生産性の向上が認められる場合には支給額の加算があります。

今後、こうした取組みの予定がある企業は、助成金を活用してはいかがでしょうか。なお、助成金には様々な要件が設けられているため、事前に確認しておきましょう。

※この情報は平成30年4月16日時点の情報に基づいて作成しています。



業種別1法人あたり年間の 交際費等支出額

平成30年度税制改正で、中小企業の交際費課税の特例が2年延長されました。ここでは今年3月末に発表された国税庁の調査結果※から、業種別に1法人あたり年間の交際費等支出額をみていきます。

製造業は平均で 359.4万円

上記調査結果から、業種・資本金階級別に利益計上法人1法人あたり年間の交際費等支出額（28年度分）をまとめると、右表のとおりです。

製造業は平均で359.4万円となりました。製造業の中で全体の額をみると、化学工業が705.1万円で最も高くなっています。その他は200万～300万円台で、化学工業の金額の高さが目立ちます。

製造業以外は 平均で235.5万円

製造業以外の業種の平均は235.5万円となりました。業種別に全体の額をみると運輸通信公益事業が366.2万円で最も高くなりました。一方、料理飲食旅館業や小売業など200万円未満の業種もあり、製造業に比べると1法人あたりの交際費等支出額は少ない業種が多くなっています。

業種別資本金階級別1法人あたりの交際費等支出額（利益計上法人、千円）

製造業							
資本金階級	繊維工業	化学工業	鉄鋼金属工業	機械工業	食料品製造業	出版印刷業	その他の製造業
100万円以下	634	1,256	1,114	1,096	810	854	882
100万円超	313	1,489	1,384	982	751	1,035	812
200万円 "	876	1,174	1,159	1,104	1,023	952	1,013
500万円 "	1,463	1,939	2,070	1,927	1,722	1,981	1,740
1,000万円 "	2,434	2,598	2,775	2,646	2,728	2,572	2,365
2,000万円 "	2,698	3,772	3,838	3,618	3,216	3,956	3,206
5,000万円 "	3,760	7,846	7,229	5,682	5,869	7,044	5,392
1億円超	5,700	12,662	14,164	12,716	11,648	25,171	9,559
5億円 "	14,833	20,872	19,333	17,067	52,059	130,067	27,935
10億円 "	29,571	51,603	26,839	29,432	56,261	93,160	37,115
50億円 "	38,833	89,046	54,034	60,595	114,900	42,333	45,652
100億円 "	128,250	331,675	391,500	142,032	422,962	680,000	281,500
全体	2,118	7,051	3,035	3,239	3,901	3,557	2,256

製造業以外							
資本金階級	建設業	卸売業	小売業	料理飲食旅館業	不動産業	運輸通信公益事業	サービス業
100万円以下	1,485	1,222	898	1,295	930	1,084	1,226
100万円超	1,636	1,185	930	1,170	1,026	1,094	1,078
200万円 "	1,633	1,230	944	1,037	886	1,387	1,198
500万円 "	2,423	2,095	1,566	1,534	1,705	2,063	1,978
1,000万円 "	3,027	2,919	2,118	1,707	1,860	2,541	2,425
2,000万円 "	4,000	4,753	3,351	2,603	2,549	3,417	3,372
5,000万円 "	8,974	9,402	6,788	4,224	4,392	6,559	5,784
1億円超	22,290	19,617	13,506	6,523	6,251	12,082	9,948
5億円 "	51,646	58,006	20,964	23,229	24,432	27,216	22,191
10億円 "	94,523	64,297	38,754	47,405	25,083	24,760	25,866
50億円 "	167,605	133,458	62,556	111,667	23,286	69,807	53,692
100億円 "	1,078,750	287,093	99,279	44,875	274,333	299,838	208,278
全体	2,639	3,457	1,598	1,568	1,618	3,662	1,943

国税庁「平成28年度分会社標本調査」より作成

貴社の交際費等支出額を、この結果と比較してみてはいかがでしょうか。

※国税庁「平成28年度分会社標本調査」

内国普通法人を対象に、平成28年4月1日から29年3月31日までの間に終了した調査対象法人の各事業年度について、29年7月31日現在でとりまとめたものです。ここでの交際費等支出額は、資本金階級別に集計された合計金額を法人数で除して求めた数字になります。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/kaishahyohon2016/h28.pdf>



業種・職種別の テレワーカーの割合

今年3月末に発表された調査結果※によると、テレワークの認知度は62.6%で前年よりも10%程度高くなっています。ここではテレワークの普及状況を見るデータとして、同調査結果から、業種・職種別にテレワーカーの割合をみていきます。

業種別の割合

雇用型テレワーカーの割合を業種別にまとめると、表1のとおりです。

情報通信業での割合が最も高く、33.8%となりました。次いで学術研究、専門・技術サービス業が27.0%となっています。一方、宿泊業・飲食業や医療、福祉など10%未満の業種もみられます。

【表1】業種別雇用型テレワーカーの割合 (%)

情報通信業 (1683)	33.8
学術研究、専門・技術サービス業 (812)	27.0
電気・ガス業 (464)	18.8
教育、学習支援業 (1823)	18.4
製造業 (6763)	17.6
建設業 (1839)	17.6
不動産業 (663)	17.0
金融・保険業 (1685)	16.4
複合サービス・他に分類されないサービス業 (3908)	13.0
農林水産・鉱業 (199)	12.6
卸・小売業 (4598)	11.9
公務員 (1997)	11.9
運輸業 (1750)	9.8
生活関連サービス業、娯楽業 (925)	8.6
医療、福祉 (4264)	8.4
宿泊業・飲食業 (1277)	7.2
その他 (1800)	14.2

国土交通省「平成29年度テレワーク人口実態調査結果の概要」より作成

職種別の割合

職種別の雇用型テレワーカーの割合では、管理職が33.2%と最も高くなりました。次いで営業と研究職が30%近い割合で、専門・技術職の技術職や教員も20%以上の割合となっています。

管理職や営業という多くの企業にある職種で、導入が進んでいます。

【表2】職種別雇用型テレワーカーの割合 (%)

管理職 (3028)	33.2
営業 (2586)	29.2
研究職 (414)	28.7
専門・技術職 (技術職) (3812)	24.9
専門・技術職 (教員) (963)	23.7
専門・技術職 (その他) (1814)	15.5
建設・採掘従事者 (291)	11.3
事務職 (9189)	10.9
専門・技術職 (社会福祉専門職) (738)	10.2
専門・技術職 (保健医療) (1285)	9.9
保安 (433)	8.3
サービス (3981)	8.1
輸送・機械運転従事者 (503)	7.6
農林漁業 (114)	6.1
販売 (2537)	5.7
生産工程従事者 (2195)	5.0
運搬・清掃・包装等従事者 (1029)	4.5
その他 (1538)	7.9

国土交通省「平成29年度テレワーク人口実態調査結果の概要」より作成

テレワークになじみにくい業種や職種があるため、企業の中には、一部の部門や職種のみにテレワークを導入しているところもあります。働き方改革が進められる中、企業は柔軟な働き方がしやすい環境を整備することが求められるため、今後もテレワークを導入する企業は増えていくのではないかと考えられます。

※国土交通省「平成29年度テレワーク人口実態調査結果の概要」

就業者40,000サンプルを対象に、29年10～11月に行われた調査です。テレワークとは、ICT（情報通信技術）等を活用し、普段仕事を行う事業所・仕事場とは違う場所で仕事を行うことであり、雇用型テレワーカーとは、民間会社、官公庁、その他の法人・団体の正社員・職員、及び派遣社員・職員、契約社員・職員、嘱託、パート、アルバイトを本業として回答した人でテレワークをしたことのある人をいいます。表中の（）内の数字は回答数です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi02_hh_000069.html

個人住民税の特別徴収が今月から変更になります。また、労働保険の年度更新なども早めに手続きしておきましょう。

2018年6月

お仕事備忘録

1. 個人住民税の特別徴収（新年度がスタート）

2. 個人住民税の納期の特例

3. 賞与支払届の提出

4. 労働保険の年度更新

5. 障害者、高年齢者雇用状況の確認

6. お中元の手配、暑中見舞いの発送準備

7. 梅雨どきの対策

1. 個人住民税の特別徴収（新年度がスタート）

住民税の徴収方法が特別徴収の事業者は、6月から新年度の特別徴収税額となります。6月は端数調整があるため、毎月の徴収金額と相違している場合があります。もし、毎月の徴収金額と相違している場合には、徴収金額に注意しましょう。

2. 個人住民税の納期の特例

給与の支払いを受ける者が常時10人未満の場合は、各市町村へ申請をすることで納期の特例が受けられます。納付期日は毎年6月10日（今年は6月11日）と12月10日の年2回です。

毎月納付の手間は省けますが、一度に納める金額は大きくなります。資金が不足しないように、計画を立てておきましょう。

3. 賞与支払届の提出

賞与を支給した場合には、従業員から社会保険料を徴収し納付する義務があります。支給日より5日以内に所轄の年金事務所（健康保険組合に加入している場合は健康保険組合）に賞与支払届を届け出ることになっています。

4. 労働保険の年度更新

労働保険の年度更新時期です。7月10日までの間に手続きをとります。スムーズに進むよう段取りを確認しておきましょう。

5. 障害者、高年齢者雇用状況の確認

障害者及び高年齢者の雇用状況報告書（6月1日現在）を提出します。提出期限は7月15日までとなっていますが、管轄のハローワークでご確認ください。

6. お中元の手配、暑中見舞いの発送準備

お中元の発送リストは重複がないかなどのチェックを行い、数を確定させます。その後、贈答品の選定や発送を行いましょう。贈答の品は持参することが前提です。もしデパート等から配送する場合には、別便で手紙を送りましょう。

また、暑中見舞いは挨拶文の手配を早めに済ませ、同時進行で差出先の名簿を整え、宛名書きも始めましょう。近年では、日本郵便のWebサイト上でも作成できて便利です。

7. 梅雨どきの対策

雨の多い季節となりました。6月11日は暦の上では「入梅」です。夏が近づき、蒸し暑くなる日も増えるため、梅雨どきの対策として次の点に気を配りましょう。

- ◆ 浸水などの災害対策の確認
- ◆ 湿気などによる不良在庫の発生防止
- ◆ 郵便物や輸送物の水ぬれ対策
- ◆ 降雨による自動車事故の防止
- ◆ 食中毒の防止対策や健康面の管理

社内備品の不良箇所の修繕手配、社員への告知はもちろんのことですが、特に飲食・食品関連業、社員食堂をもつ企業や工場では衛生管理に気をつけたいところです。



2018.6

労働保険の年度更新、住民税の特別徴収金額の変更等のほか、お中元や暑中見舞いの準備など通常業務以外の業務が立て込みます。計画を立てて早めに業務を終わらせましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	金	先負	●労働保険の年度更新（～7月10日） ●高卒者の求人票受付開始 ●2019年3月大卒予定者の採用選考活動解禁日
2	土	仏滅	
3	日	大安	
4	月	赤口	
5	火	先勝	
6	水	友引 芒種	
7	木	先負	
8	金	仏滅	
9	土	大安	
10	日	赤口	
11	月	先勝	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（5月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
12	火	友引	
13	水	先負	
14	木	大安	
15	金	赤口	
16	土	先勝	
17	日	友引	
18	月	先負	
19	火	仏滅	
20	水	大安	
21	木	赤口 夏至	
22	金	先勝	
23	土	友引	
24	日	先負	
25	月	仏滅	
26	火	大安	
27	水	赤口	
28	木	先勝	
29	金	友引	
30	土	先負	●健康保険・厚生年金保険料の支払（5月分）（7月2日期限） ●個人の県民税・市町村民税の納付（第1期分）※市町村の条例で定める日まで